

罹災証明書・罹災届出証明書の発行手続き

罹災証明書とは？ 申請先 住民税務課

災害による家屋の被害の程度を村が調査証明するもので、各種被災者支援の申請に必要となります。

(例:税金の減免、各種融資、義援金の支給など)

交付には原則、国の基準により村が現地調査を行います。また、簡易な被害はお持ちいただいた写真で即時判定を行います。

被災日から期間が空いてしまうと、その災害で被害を受けたものか判断できなくなるため、速やかな申請をお願いします。

罹災届出証明書とは？ 申請先 住民税務課

災害による家屋以外(事業所含む)や車両などの被害を受けたという届出がされたことを証明するもので、村の現地調査は行いません。

(例:保険会社への申請など)

被害の程度を証明するものではありません。

即日交付することができます。